

## 大阪市淀川区社会福祉協議会 役員報酬規程

制定 平成29年4月1日

第1条 役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

第2条 役員の報酬は、無報酬とする。

第3条 役員報酬規程を改定する時は、評議員会において承認が必要である。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。